

- 生後3か月未満の犬および2週間以内に人をかんだ犬は、予防注射ができません。
- 事故防止のため、首輪をしつかり締め、リードは短めにし、犬を制御できる人が連れて来てください。

狂犬病予防注射を忘れずに！

定期集合注射のお知らせ

問合せ 環境保全課環境保全係内
225



犬を飼っている方は、必ず市に犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせてください。

**受付時間が昨年度と変更になりました。
時間を確認してください。**

手数料・料金

登録済みの場合 3650円（予防注射3100円、
注射済票550円）

※3月に市が送付した「狂犬病予防注射済票交付申請書」（藤色）を持参してください。

新たに登録する場合 6650円（登録3000円、
予防注射3100円、注射済票550円）

注意事項

□受付時間を守つてください。時間を過ぎると、次の会場へ移動します。

□事前に送付した注射済票交付申請書裏面の問診票に必要事項を記入し、持参してください。

□犬が病気・妊娠中の場合は、必ず注射前に獣医師に申し出てください。

□生後3か月未満の犬および2週間以内に人をかんだ犬は、予防注射ができません。

□事故防止のため、首輪をしつかり締め、リードは短めにし、犬を制御できる人が連れて来てください。

- 犬の体は清潔にし、ふんは持ち帰つてください。
- 集合注射会場での注射済票交付申請書裏面の問診票の結果をもつて、狂犬病予防注射の猶予手続きはできません。

犬の登録と注射

□犬を取得した日、または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。

□狂犬病予防注射は、必ず毎年4～6月（犬を取得した最初の年は、犬を取得した日または生後90日を経過した日から30日以内）に接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。

動物を飼うこと…
法律などで、次のことが定められています。
動物を飼うことについて、もう一度考えてみましょう。

最期まで面倒をみられますか？

飼う動物の習性や生理をよく理解し、愛情をもつて最期まで面倒をみなければなりません。

不妊・去勢のことを理解していますか？
繁殖した動物を自らの責任で飼養または譲渡できないときは、不妊・去勢手術などの繁殖制限に関する適切な措置に努めなければなりません。

身元表示をしていますか？

飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になつた動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札・狂犬病予防注射済票を装着し、猫やそのほかの動物には名札などを付けましょう。

リードでつないでいますか？

犬を散歩させるときは、リード（引き綱）できちんとつなぎましょう。

ふんやオシッコをそのままにしていませんか？

散歩にはペットボトルなどで水を携帯し、オシッコをしたときは水で流しましょう。

市の条例で、犬のふんの持ち帰りを義務化しています。違反した場合は、5000円の過料に処されます。

罰則があること、知っていますか？

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請をしないとき、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着けないと、20万円以下の罰金となります。

